

## 1 趣旨・目的

朝日町（以下「本町」という。）では、令和4年6月に2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現に向けて町内の再生可能エネルギー拡大に向けた取組を推進している。令和5年度には「朝日町再生可能エネルギー推進計画」及び「朝日町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、町内における太陽光発電のポテンシャルが高いことを示しており、本事業は町内遊休地の利活用及びカーボンニュートラルの推進を目的とした施策の一つとして、町有地を活用した太陽光発電設備を導入するものである。

事業の実施に当たり、各提案事業者の業務遂行に関する知見、技術、経験等を見極め、本事業を実施するのに最も適した事業者（以下「事業予定者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル方式で募集する。

## 2 事業概要

### （1）事業名

町有地を活用した再生可能エネルギー導入事業（野立太陽光）

### （2）事業内容

事業予定者が町有地を賃借して太陽光発電設備を導入するものとし、当該設備で発電した電力を電力会社が保有する送配電網を経由して町内の事業所等、又は町外に供給するものとする。運転管理及び維持管理等は事業予定者が実施するものとし、事業終了後に撤去するものとする。

なお、本事業の詳細は別紙「町有地を活用した再生可能エネルギー導入事業（野立太陽光）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

## 3 参加資格等

### （1）参加資格

プロポーザル参加資格要件及び事業実施上の条件は、次に掲げる要件を全て満たす事業者であること。

- ① 朝日町財務規則（平成5年朝日町規則第16号）第130条第1項各号のいずれにも該当しない者で、かつ、同条に規定する指名競争入札参加資格者名簿（令和7・8年度朝日町建設工事等入札参加資格者名簿）に登録されていること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- ③ 朝日町税及び国税について滞納がないこと。本町に納税義務を有しないものにあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- ④ 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対

し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。)が朝日町暴力団排除条例(平成24年朝日町条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。

- ⑤ 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令遵守(コンプライアンス)の仕組みが整備されていること。
- ⑥ 事業予定者は、経済産業省資源エネルギー庁の発電事業者としての事業者登録がされていること。
- ⑦ 事業予定者は「2 事業概要」に記載する町有地における太陽光発電設備を令和8年3月31日(火)までに導入し、速やかに稼働できること。ただし、電力会社との系統接続に関する手続により稼働が遅延する場合は、本町と別途協議することとする。
- ⑧ 過去3年以内に累計発電出力50メガワット以上の太陽光発電設備整備を実施した実績があること。

(2) プロポーザルの成立

本プロポーザルの参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。

#### 4 実施スケジュール

項目	日程
公告	令和7年6月20日(金)
質問書受付期限	令和7年6月27日(金)午後5時まで
質問書回答	令和7年7月3日(木)
参加表明書受付期限	令和7年7月10日(木)午後5時まで
企画提案書等提出期限	令和7年7月25日(金)午後5時まで
審査委員会 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和7年7月31日(木)(予定)
審査結果通知(発送)	令和7年8月上旬(予定)

#### 5 書類提出等

(1) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は次のとおり、全て質問書(様式第8号)により提出するものとする。

受付期間	令和7年6月20日(金)から令和7年6月27日(金)午後5時まで
提出方法	① 電子メールにより次のメールアドレスまで送付すること メールアドレス zaimu@int.town.asahi.toyama.jp ② 質問書の提出は、各参加者1回までとする。
回答方法	質問に対する回答は、町ホームページにおいて、令和7年7月3日(木)に公表するものとする。 ※回答の内容は、本実施要領及び仕様書の修正とみなす。

(2) 参加表明書等の受付

受付期間	令和7年6月20日（金）から令和7年7月10日（木）午後5時まで
提出先	〒939-0793 富山県下新川郡朝日町道下 1133 番地 朝日町財政管理課管財・契約係
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 (各1部)	① 参加表明書（様式第1号） ※支社などの委任先がある場合は、委託・物品購入等入札参加資格審査申請の際に申請した受任者の氏名により提出すること。 ② 会社概要書（様式第2号） ③ 業務実績書（様式第3号） 過去3年以内に累計発電出力50メガワット以上の太陽光発電設備整備を実施した実績を記載すること。 ④ 事業実施体制（様式第4号） ⑤ 実施体制図等（様式第5号） ※参加表明書等の提出後は当該書類の内容変更・追加を認めない。

(3) 企画提案書類等の提出

提出期間	令和7年7月25日（金）午後5時まで
提出先	〒939-0793 富山県下新川郡朝日町道下 1133 番地 朝日町財政管理課管財・契約係
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。
提出書類	次の書類を各11部ずつ提出すること。なお、1部は社名入りとし、10部は社名抜きのものとする。 ① 企画提案書提出届（様式第6号） ※支社などの委任先がある場合は、委託・物品購入等入札参加資格審査申請の際に申請した受任者の氏名により提出すること。 ② 企画提案書（様式第7号） ※表紙を含めA4サイズ10ページ（両面であれば5ページ）以内とする。 ※様式第7号を参考とするが、用いる様式は任意とする。ただし様式第7号にあげる各項目に対する提案を行うこと。補足資料等については任意様式を認めるがページ数は上限を超えないこと。 ※提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。 ※提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

## 6 審査方法等

プロポーザルの審査会を次のとおり実施し、最も評価の高い提案者を本事業の優先交渉権者とする。

### (1) プレゼンテーション及びヒアリング

参加資格要件を満たす参加表明者に対し、企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施し、最も優れている提案を選定する。

ア 実施予定日 令和7年7月31日(木)(予定)

イ プレゼンテーション内容

プレゼンテーションの時間は1社あたり説明20分、質疑10分を目安とし、プレゼンテーションは朝日町役場で実施するものとする。

※詳細は参加者あてに事前通知するものとする。

### (2) 審査項目及び配点

審査項目及び各項目の配点は次のとおりとする。

審査項目	評価事項	配点
遊休地の利活用方法としての有用性	・町有地の規模に応じた効果的な活用がされているか	20
事業スケジュール・事業実現性	・設備の導入、運転期間中の町有地管理、撤去まで対応できる提案となっているか ・工事スケジュール、メンテナンス計画及び実施体制が妥当なものか	20
緊急時・周辺住民への対応	・事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか ・施設周辺への配慮(反射光・騒音・振動対策・安全対策等)がなされているか	20
提案価格	・町有地の賃借料について、価格の算出方法が適正で、町にとって有利なものであるか	20
追加提案	・仕様書に記載はないが、事業者の脱炭素社会実現に向けた取組を通じて地域貢献や町民への意識醸成につながるか	20

### (3) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。(※採点内容等については通知せず、結果のみを通知するものとする。)

審査結果は、決定後、審査を受けた者全員に「審査結果通知書」を発送して通知する。なお、審査の経緯及び結果に関する質問、説明要求、意見等は受付

けない。

審査結果は、契約候補者となった参加者の名称及び所在地のみを本町ホームページに公表するものとし、契約候補者とならなかった参加者の情報は公表しない。

## 7 企画提案書の無効

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ その他、本要領に反すると認められたとき。

## 8 契約の締結

審査結果通知後、本町と賃貸借契約の優先交渉権者は契約締結に向けた協議を開始するものとする。原則として企画提案書に記載された項目を賃貸借契約の仕様に反映するものとするが、本事業の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更又は削除を行う場合がある。

賃貸借契約の仕様を決定し、最終賃借料の提示を受けて賃貸借契約を締結するものとする。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を賃貸借契約候補者として協議を行う。

## 9 その他

(1) 辞退

審査を辞退する場合は、辞退届（A4版 任意書式）を令和7年7月28日（月）午後5時までに、事務局まで提出すること。

(2) 費用負担

本プロポーザルの参加等に係る提出書類の作成、プレゼンテーション等に要する費用は各参加者の負担とする。

## 10 問合せ

朝日町財政管理課管財・契約係

〒939-0793 富山県下新川郡朝日町道下 1133 番地

電話：0765-83-1100（内線 253）

F A X：0765-83-1109

E-mail：zaimu@int.town.asahi.toyama.jp